

人と暮らしの伊那谷遺産の公募について

平成26年3月3日

人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会 事務局

「人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会」では、伊那谷地域の自然災害の痕跡や自然環境に適応してきた先人の足跡を「人と暮らしの伊那谷遺産」として選定し、併せて必要な活用方法を提案する取り組みを進め、平成26年3月3日現在で、98件の「人と暮らしの伊那谷遺産」を選定していますが、この他にも「選定基準」を満たしている資源が数多くあると考えています。

つきましては、地域の皆様に「人と暮らしの伊那谷遺産」にふさわしい資源を提案して頂く取り組みを今後継続的に進めることとしましたのでお知らせします。

○公募の内容

伊那谷地域の自然災害の痕跡や自然環境に適応してきた先人の足跡を示す地域資源で「選定基準」を満たすものがありましたら、次の5点を公募の手順に従って連絡してください。

- ①提案する地域資源の名称
- ②提案する地域資源の所在地（位置が分かるように地図などを貼り付けてください）
- ③提案する地域資源の写真
- ④「人と暮らしの伊那谷遺産」に提案する理由
(提案する地域資源に対する想いを記入して頂いても結構です)
- ⑤連絡先（※ご本人の同意がある場合を除き、個人情報第三者へ開示又は提供しません）

(参考：選定基準)

(1) 選定の対象地域

原則として上伊那地域及び飯伊地域の22市町村とし、関連する周辺地域より選定することを妨げないものとする。

※22市町村：飯田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

(2) 選定の基準

次に示す3つの選定基準のいずれかを満たしていなければならない。

- 選定基準① 土木工学的な工夫が認められる遺構
- 選定基準② 自然史や自然災害の歴史を示すもので、後世に引き継ぐべきもの
- 選定基準③ 地域住民が生活していく上で、努力や工夫をしなければならなかった背景が判るもの（※「背景」は、選定基準②で云う「自然史や自然災害の歴史を示すもの」として運用します）

(3) 除外の基準

次に示す3つの除外基準のいずれかに抵触してはならない。

- 除外基準① 伝承のみで実体がないもの
- 除外基準② 信仰の対象であることしか認められないもの
- 除外基準③ 著名な災害にまつわるもの以外の碑

○公募の手順

(1) 別添様式にて連絡する方法

別添様式に、公募の内容①～⑤を記入し、下記担当へ送付して下さい。FAX、Eメールどちらでも構いません。

※様式は天竜川上流河川事務所、人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクトホームページからダウンロードできます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/tenjyo/think/heritage/index.html>

(2) フェイスブックページに投稿する方法

人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト facebook ページに公募の内容①～④を記入、投稿して下さい。連絡先の記入は必要ありませんが、後日、事務局から facebook メッセージを送らせて頂きます。

○公募の期限

期限は定めません。(随時受け付けします)

(担 当)

人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会事務局
(天竜川上流河川事務所 砂防調査課 酒井、増谷)

〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南7-10

TEL : 0265-81-6417 FAX : 0265-81-6421

e-mail : tenjyosabochosa@cbr.mlit.go.jp